いて、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5　（略）

6　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7　第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8～15　（略）

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、同条第5項、第61条の3第1項各号の同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一　第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、同条第5項、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第78条第1号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第6号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号　1億円以下の罰金刑

三　第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十一条　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表第五号イ中「受けた試験研究用等原子炉」を「受けた試験研究用等原子炉に」に改める。

第二十条中「（以下「原子炉設置者等」という。）」を「（以下「試験研究用等原子炉設置者等」という。）」に改める。

第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項及び第四項、第二十六条、第二十七条、第二十七条の二第一項、第五項及び第六項並びに第三十六条中「原子炉設置者等」を「試験研究用等原子炉設置者等」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第十二条　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第1号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び写し一通」を削る。

第六条の二を次のように改める。

第六条の二　削除

第六条の三の見出しを「（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認実施要領書）」に改め、同条第1項中「（法第五十一条の六第三項の規定により機構が行う確認に関する事務の1部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第六条の四を削る。

第七条中「機構が法第六十五条第1項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次の各号に掲げる放射性廃棄物の区分に応じ、当該各号に定める申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

一　廃棄体　別記様式第二による申請書

二　コンクリート等廃棄物　別記様式第三による申請書

第七条に次の二項を加える。

2　前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあっては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあっては第1号及び第四号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　埋設する放射性廃棄物に関する説明書

二　放射性廃棄物を封入し、又は固型化する容器の強度及び密封性に関する説明書

三　放射性廃棄物を容器に固型化する場合にあっては、固型化材料の品質に関する説明書

四　放射性廃棄物の放射能濃度を測定した方法その他放射性廃棄物の放射能濃度を決定した方法に関する説明書

五　次条第二項第五号の規定に係る廃棄体の強度を測定した方法その他これらの強度を決定した方法及びその結果に関する説明書

3　第1項の申請書の提出部数は、正本1通とする。

第八条の次に次の1条を加える。

（埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施要領書）

第八条の二　原子力規制委員会は、第七条第1項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

第九条第1項中「第五十一条の六第1項」を「第五十一条の六第1項又は第二項」に改め、同条第二項を削る。

第十一条中「、法第五十一条の十一」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本1通とする。

第二十条第五項中「及び写し1通」を削る。

第二十二条第三項及び第二十七条第二項中「正本及び写し各一通」を「正本一通」に改める。

第二十八条中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に改める。